

行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

| | | 所管課名 | 県民協働課 | 整理番号 | 6-1-2 |
|-----------------------------|---|------|-------|------|-------|
| 許認可等の種類 | 特定非営利活動法人定款変更の認証 | | | | |
| 根拠法令条例等・条項 | 特定非営利活動促進法第25条第3項 | | | | |
| 許認可等の概要 | 特定非営利活動法人の定款変更に係る認証 | | | | |
| 審査基準 (未設定の場合 はその理由) | <p>未設定(法令等の規定において言い尽くされているため)</p> <p>【参考】特定非営利活動促進法 第25条 4 特定非営利活動法人は、前項の認証を受けようとするときは、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本及び変更後の定款を添付した申請書を、所轄庁に提出しなければならない。この場合において、当該定款の変更が第11条第1項第3号又は第11号に掲げる事項に係る変更を含むものであるときは、当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を併せて添付しなければならない。 5 第10条第2項及び第3項並びに第12条の規定は、第3項の認証について準用する。</p> | | | | |
| 基準の制定根拠 | — | | | | |
| 標準処理期間 (未設定の場合 はその理由) | <p>未設定(法令等の規定において言い尽くされているため)</p> <p>【参考】 特定非営利活動促進法第25条第5項において準用する第12条第2項 前項の規定による認証又は不認証の決定は、正当な理由がない限り、第10条第2項の期間を経過した日から2月以内に行わなければならない。</p> | | | | |
| 期間の制定根拠 | — | | | | |